

蕨市経常建設共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事に係る市内事業者による経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 蕨市内に本店又は建設業法に規定する主たる営業所を有する事業者をいう。
- (2) 経常JV 中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で、年間を通じて結成された共同企業体をいう。
- (3) 構成員 経常JVを構成する事業者をいう。

(対象工事)

第3条 経常JVが参加できる対象工事は、技術者を適正に配置し得る規模を考慮して、市長が適当と認めた工事とする。

(入札参加手続き)

第4条 経常JVは、蕨市が発注する建設工事の入札に参加しようとするときは、あらかじめ経常JVの入札参加資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

2 前項に規定する経常JVの資格審査は、単体事業者に係る指名競争入札参加申込に合わせ実施するものとする。

(基本要件)

第5条 経常JVの運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式（甲型）でなければならない。

- 2 経常JVの結成は、市内事業者の2社によるものとする。
- 3 出資比率の最小限度基準は30%以上とし、経常JVの代表者が最も高い出資比率でなければならない。
- 4 構成員は、同一の入札案件には、自らが構成員となる経常JV又は単体事業者のいずれかでしか参加できない。

(資格審査の要件)

第6条 前条に規定する経常JVの資格審査の申請にあたっては、次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 構成員は、蕨市指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された建設事業者であること、又は指名競争入札参加申請書を提出している建設事業者であること。
- (2) 資格審査を申請する建設工事の業種は、双方の構成員が単体事業者として資格者名簿に登載された業種、又は指名競争入札参加申請書を提出している建設工事の業種であること。
- (3) 構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者又は同第2項に規定する監理技術者を工事現場ごとに専任で配置できる者であること。

2 構成員は、他の経常JVの構成員となることができないものとする。

(資格審査の申請)

第7条 第4条に定める入札参加資格審査の申請は、蕨市経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）（様式1号）に次に掲げる書類を沿えて行うものとする。

- (1) 経常建設共同企業体協定書（様式第2号）
- (2) 経常建設共同企業体委任状（様式第3号）
- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

2 前項の申請は、当該経常JVの代表者が行うものとする。

(資格審査及び格付け)

第8条 経常JVの入札参加資格審査は、次に掲げる項目を審査し、格付けを行った後に資格者名簿に登録する。

- (1) 共同企業体としての経営規模は、各構成員の工事の種類別年間平均工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの合計値
- (2) 共同企業体としての経営状況分析に係る評点は、各構成員の評点の平均値
- (3) 共同企業体としての技術職員数は、各構成員の技術職員数の合計値
- (4) 共同企業体としてのその他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員の評点の平均値

- 2 前号による格付け等級が、構成員のうち最も上位の格付け等級より2級上位となる場合は、構成員の最も上位の格付け等級の直近上位に格付けする。
- 3 市長は、前条の書類の提出を受けたときは、前2項に規定する審査及び格付けを行ってから、経常建設共同企業体入札参加資格通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 4 経常JVに関する登録有効期間は、構成員が単体事業者として有する登録有効期間と同様とする。

（協定書第8条に基づく協定書）

第9条 入札の結果、請負契約を締結することとなった経常JV（以下「契約企業体」という。）は、当該工事に係る各構成員の出資の割合を定めて、経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第5号）を取り交わすものとする。

- 2 契約企業体は、請負契約締結後、前項に規定する協定書の写しを速やかに契約担当者に提出しなければならない。

（共同企業体編成表）

第10条 契約企業体は、請負契約締結後、速やかに共同企業体編成表（様式第6号）を作成のうえ、工事監督者に提出しなければならない。

（資格審査申請書の変更届）

第11条 経常JVは、資格審査申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに変更事項を証する書類を添えて市長に変更届を提出しなければならない。

（構成員変更の制限）

第12条 登録有効期間内における構成員の変更は認めないものとする。

（企業体の解散届）

第13条 経常JVは、構成員の清算等により、これを解散したときは、直ちに解散届を市長に提出しなければならない。

- 2 経常JVが解散したときは、当該経常JVを資格者名簿から抹消するものとする。

（行為の対象）

第14条 経常JVに対する行為は、当該企業体の代表者を相手とするものとする。

（構成員の指名停止の場合）

第15条 構成員が指名停止措置を受けた場合には、当該構成員が属する経常JV

を指名停止とする。

(その他)

第16条 本要領に定めのない事項については、經常JVの取扱いは単体事業者に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月30日決裁)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

蕨市経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

蕨市長 あて

共同企業体代表者
所 在 地
商号又は名称
代表者職名及び氏名

連帯責任をもって共同施工による工事請負を行うため.....を代表者として結成した.....経常建設共同企業体は、蕨市が発注する建設工事の入札に参加したので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 共同企業体の名称経常建設共同企業体

2 申 請 業 種

3 構 成 員

経常建設共同企業体代表者
所 在 地
商号又は名称
代表者職名及び氏名
建設業許可日、番号、業種

経常建設共同企業体構成員
所 在 地
商号又は名称
代表者職名及び氏名
建設業許可日、番号、業種

4 添付書類

- (1) 経常建設共同企業体協定書（様式第2号）
- (2) 経常建設共同企業体委任状（様式第3号）
- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

※経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第5号）は資格審査の際には提出を要さないが、工事請負契約を締結するときはその写しの提出を要する。

本件責任者氏名 _____ 連絡先 _____

本件担当者氏名 _____ 連絡先 _____

..... 経常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、..... 経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を..... に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、.....年.....月.....日に成立し、その存続期間は2年とする。ただし、2年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、..... を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限及び自己の名義を持って請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合等）

第8条 当企業体の各構成員の出資割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は.....とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人には譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者の承認を得て当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合において、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、他の構成員は発注者の承認を得て代表者になることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該企業体の請負工事につきかしがあった

ときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協議書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外1社は、上記のとおり.....經常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表
構成員

所在地

商号又は名称

代表者職名及び氏名

㊟

構成員

所在地

商号又は名称

代表者職名及び氏名

㊟

経常建設共同企業体委任状

年 月 日

蕨市長 あて

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表 所在地
構成員 商号又は名称
代表者職名及び氏名

構成員 所在地
商号又は名称
代表者職名及び氏名

私は、次の者を当共同企業体の代理人と定め、蕨市の発注に係る建設工事に関し、次の権限を委任します。

（受任者）

共同企業体代表者
所在地
商号又は名称
代表者職名及び氏名

（委任事項）

- ① 工事の施工に関し、当共同企業体を代表して蕨市と折衝する権限
- ② 工事の入札及び見積に関する一切の権限
- ③ 工事履行保証に関する一切の権限
- ④ 工事の請負代金及び前払金の請求、受領に関する一切の権限
- ⑤ 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- ⑥ その他工事の施工に関し、諸届、諸報告等の提出に関する一切の権限

本件責任者氏名 _____ 連絡先 _____

本件担当者氏名 _____ 連絡先 _____

経常建設共同企業体入札参加資格通知書

年 月 日

経常建設共同企業体 様

蕨市長

先に申請のあった経常建設共同企業体の入札参加資格について、審査の結果を下記のとおり通知します。

記

建設工種の工種	総合値	等級

この資格の有効期限 年 月 日

ただし、構成員全員が毎営業年度終了後の一定期間内に、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を継続して受けることが必要となります。

また、有効期間中に構成員の経営事項審査数値に変動があった場合でも、共同企業体の審査の結果は変更しません。

〇〇経常建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

巖市発注に係る下記工事については、.....経常建設共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のように定める。ただし当該工事について、巖市と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1. 工事の名称

2. 出資の割合	商号又は名称	%
	商号又は名称	%

外 1 社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代 表 所 在 地
構 成 員 商号又は名称
代表者職名及び氏名 ㊟

構 成 員 所 在 地
商号又は名称
代表者職名及び氏名 ㊟

〇〇經常建設共同企業体編成表

